

IV 計画の推進に向けて

1. 本計画の庁内への周知徹底及び庁内連携体制の充実

男女共同参画社会の実現という大きな目標は、本計画の施策・事業に直接かかわる関係部署のみならず、庁内全体で共有・実現していくことが重要です。

そこで、職員一人ひとりが男女共同参画の視点を持って行政運営ができるよう、庁内全体を対象に本計画の周知を図ります。

また、本計画は男女共同参画意識の普及啓発をはじめ、人権教育、平和、国際交流、保健、福祉など、その分野は多岐に渡って展開されるため、庁内の横断的な連携を図るための体制充実を図ります。

2. 市民、企業等との協働及び関係団体・機関との連携強化

男女共同参画社会の実現という大きな目標は、行政のみならず、市民や地域、企業がそれぞれの立場から主体的に活動するとともに、互いに連携・協力しながら取り組んでいくことが重要です。また、男女共同参画を取り巻く関係団体・機関との連携が必要不可欠です。

そこで、市民や地域、企業へ本計画を広く周知し、男女共同参画社会の実現に向けた機運を高めていくとともに、それぞれの立場での主体的な活動を促進します。

また、国や県をはじめ、県男女共同参画センターているや配偶者暴力相談支援センター、NPO法人等の関係機関・団体との連携を強化し、本計画に位置づけられた施策・事業の効果的・効率的な推進を図ります。

3. 計画の適切な進行管理

本計画の推進にあたっては、位置づけられた施策・事業が滞りなく進捗しているかを定期的に管理していくことが重要です。また、本市の特性やニーズ等市民の声に耳を傾け、それらを反映した施策の展開が必要です。

そこで、施策の進捗確認及び関連する事業の点検・評価を毎年実施するとともに、その結果を庁内の「宜野湾市男女共同参画行政推進本部・実務者会議」及び有識者や関係機関・団体代表、公募市民等で構成される「男女共同参画会議」において報告し、計画の適切な進行管理及び施策・事業の改善等につなげていきます。

4. 評価指標の設定

本計画の推進にあたっては、位置づけられた施策・事業の実効性を確保し、取り組みの成果や課題を客観的に評価する必要があります。そのため、基本方針の柱ごとに、下記の項目を評価指標として設定します。

No.	評価指標	現状値 (H26年度)	目標値 (H36年度)	指標の 把握方法
基本方針1 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進				
1	社会全体で男女の地位が「平等」であると回答する者の割合	全体：15.4% 男性：21.2% 女性：12.2%	30%	アンケート調査
2	「男女共同参画計画-はごろもぷらん-」の認知度（「内容も良く知っている」+「内容は少し知っている」の割合の合計）	5.2%	20%	アンケート調査
3	宜野湾市男女共同参画条例の制定	—	制定	市民協働推進課
4	ふくふくで開催する男女共同参画に関する講座への参加者数	748人	800人	市民協働推進課
5	ふくふくで開催する男女共同参画に関する講座への男性参加者の割合	13.6%	20%	市民協働推進課
基本方針2 互いの性や人権等を尊重する平和な社会の実現				
6	「両親学級」への父親の参加率	27.7%	35%	健康増進課
基本方針3 DV（配偶者等からの暴力）等の根絶に向けた取り組みの推進				
7	身近なDV被害者に対して「何もできなかった」と回答する者の割合	33.3%	10%	アンケート調査
8	DV等に関する相談件数	125件 (H25)	200件	市民協働推進課
基本方針4 男女がともに能力を発揮するための意識と環境づくり				
9	男性の家事時間（平日1日あたり）	45.4分	60分	アンケート調査
10	市男性職員の育児・介護休業取得人数（延べ人数）	7人 (H16~25)	20人 (H27~36)	人事課
11	自治会長に占める女性の割合	26.0%	30%	市民生活課
12	市議会議員に占める女性の割合	7.6%	30%	議会事務局
13	市管理職に占める女性の割合	20.0%	30%	人事課
14	市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性の割合	34.0%	40%~60%	市民協働推進課

※「評価指標」のうち11、12については市としての努力目標であり、各機関の自律的行動を制約するものではなく、また、各機関が自ら達成を目指す指標ではない。

※指標の把握方法が「アンケート調査」となっている指標については、計画見直しや策定時等に実施する市民意識調査等により確認するものとする。

【「評価指標」設定の考え方等】

NO	評価指標	計画指標設定の考え方等
1	社会全体で男女の地位が「平等」として回答する者の割合	市のアンケート調査（H26実施）によると、社会全体で見れば、男女の地位について、72.4%が「男性の方が優遇されている」と考えています。当指標については、男女共同参画を進める上で重要な指標であると考え、また内閣府の世論調査も定期的に行っている指標ということもあり、目標設定しました。
2	「男女共同参画計画—はごろもぶらん—」の認知度（「内容もよく知っている」＋「内容は少し知っている」の割合の合計）	市のアンケート調査（H26実施）によると、はごろもぶらんについて、77.1%が「知らない」と答えています。はごろもぶらんの市民への周知が、男女共同参画社会の形成にもつながると考え、目標設定しました。
3	宜野湾市男女共同参画条例の制定	第2次はごろもぶらん（改定版）で当指標を設定しましたが、実施に至っておりません。男女共同参画社会の形成を目指す上で、市民への意識啓発が必要不可欠であることと、県内11市中未制定の市は3市のみという状況もあることから、引き続き目標として設定しました。
4	ふくふくで開催する男女共同参画に関する講座への参加者数	平成26年度は男女共同参画支援センターふくふくの完成により、大幅に講座参加者数が増え、市総合計画の目標値（H26）350人を大幅に上回る約750人の参加者を得ることができました。今後も男女共同参画の視点に立った講座を開催し（自主企画事業、タイアップ事業含む）、この水準を維持するため、目標値を設定しました。
5	ふくふくで開催する男女共同参画に関する講座への男性参加者の割合	第2次はごろもぶらん（改定版）では同様の指標（めぶき講座への男性参加者の割合）を設定しましたが、目標値（H25）の20%に対し、13.6%（H26）という結果となっています。男性の男女共同参画意識の向上が、男女共同参画社会を目指す上で大きなカギと考え、引き続き当指標を設定しました。
6	「両親学級」への父親の参加率	男性に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発及び男女共同参画意識の向上をねらい、目標値を設定しました。
7	身近なDV被害者に対して「何もできなかった」と回答する者の割合	あらゆる暴力を防止するための啓発活動を行うことで、具体的な行動につながる市民が一人でも多くなることを目指し、目標値を設定しました。
8	DV等に関する相談件数	全国にある配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、年々増加しており、平成25年度の相談件数は99,961件で、平成15年度と比較して2倍以上増加しています。DV防止法の施行とともに、DVについての国民の意識の高まりが相談件数の増加につながっている部分もあると考え、また市の行うDV防止啓発活動の結果、相談件数の増加につながる部分もあることを考慮し、目標値を設定しました。

NO	項目	計画指標設定の考え方等
9	男性の家事時間（平日1日あたり）	市のアンケート調査（H26実施）によると、家事は主に妻の役割としている市民が8割弱となっていることもあり、家事負担について男女間に大きな差があることが分かっています。また、国などの調査によると、6歳未満児のいる夫の1日あたりの家事・育児時間は、家事が1時間、うち育児時間が30分程度となっており、日本は国際的に比較してみても低水準になっています。本計画では、男女が互いにその人権を尊重しながら、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指す上で、当指標は重要と考え、目標値を設定しました。なお、市のアンケート調査（H26実施）では、家事時間と育児時間を分けており、今回は家事時間について目標設定を行っています。
10	市男性職員の育児・介護休業取得人数（延べ人数）	国内おいての男性の育児休業取得率は2.03%（平成25年度）と依然として低水準です。また、第2次はごろもぶらん（改定版）においても、市男性職員の育児休業取得率に関する指標を設定しましたが、目標値を達成していません。本計画においては今回、育児に加え介護休業の取得も念頭においた評価指標に修正し、目標値を設定しました。
11	自治会長に占める女性の割合	国が定めた第3次男女共同参画基本計画においては、2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を掲げています。さらに、当指標は、国の数値目標としても設定されています。また、第2次はごろもぶらん（改定版）においても、当指標を設定していましたが、目標値を達成しなかったことから、本計画においても引き続き目標設定しました。
12	市議会議員に占める女性の割合	国が定めた第3次男女共同参画基本計画においては、2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を掲げています。また、第2次はごろもぶらん（改定版）においても、当指標を設定していましたが、目標値を達成しなかったことから、本計画においても引き続き目標設定しました。
13	市管理職に占める女性の割合	国が定めた第3次男女共同参画基本計画において、2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を掲げています。宜野湾市の管理職に占める女性の割合は、県内他市と比較しても高水準（20%）ではあるが、国の目標値にはまだ至っていないことから、目標設定した。
14	市の附属機関として設置されている審議会等の委員に占める女性の割合	国が定めた第3次男女共同参画基本計画においては、当指標の数値目標を掲げています。また、第2次はごろもぶらん（改定版）においても、当指標を設置していましたが、目標値を達成しなかったことから、本計画においても引き続き目標設定しました。また今回の目標値については、国の表記に準じた形で修正を行っています。（40%⇒40%～60%）